

各 位

会 社 名 株式会社JSP

代表者名 代表取締役社長 大久保 知彦

(コード: 7942、東証プライム市場)

問合せ先 執行役員経営企画本部長 中嶋 一浩

(TEL. 03-6212-6306)

自己株式の公開買付けの結果及び自己株式の取得終了、 並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、2023 年 10 月 31 日開催の取締役会において、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議し、2023 年 11 月 1 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2023 年 11 月 30 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、2023 年 10 月 31 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

なお、本公開買付けにより、本公開買付けの決済の開始日である 2023 年 12 月 22 日をもって、当社の筆頭株主かつ親会社である三菱瓦斯化学株式会社(以下「三菱瓦斯化学」といいます。)は、当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなりましたので、下記のとおり併せてお知らせいたします。

記

- I. 本公開買付けの結果について
- 1. 買付け等の概要
- (1) 公開買付者の名称及び所在地 株式会社 JSP 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
- (2) 買付け等をする上場株券等の種類 普通株式
- (3) 買付け等の期間
 - ① 買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。) 2023年11月1日(水曜日)から2023年11月30日(木曜日)まで(20営業日)
 - ② 公開買付開始公告日 2023年11月1日(水曜日)

(4) 買付け等の価格 普通株式1株につき、1,661円

(5) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
- ② 決済の開始日2023年12月22日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の 買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外 国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合はその 常任代理人)の住所宛に郵送いたします。

買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

- (注)本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきま すようお願い申し上げます。
- (i) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係は以下のとおりです。
 - (ア) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなされ課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額の全てが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税 5% は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第 37 項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

また、2023 年 10 月 1 日以降に支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける 応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に 該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上 となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税 の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。)第 37 条の 14

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が東海東京証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が東海東京証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(イ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ウ) 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分については、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

但し、2023 年 10 月 1 日以後、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限る)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

2. 買付け等の結果

(1) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	3, 960, 000 株	一株	3,600,000 株	3, 600, 000 株

- (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算 該当事項はありません。
- 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 J S P 東京都千代田区丸の内三丁目 4番 2号株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2番 1号

- Ⅱ. 自己株式の取得終了について
- 1. 取得の内容
- (1) 取得した株式の種類 普通株式
- (2) 取得した株式の総数

3,600,000 株

(注)発行済株式総数に対する割合11.46%(小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額

5,979,600,000 円

(注)上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

(4) 取得した期間

2023年11月1日(水曜日)から2023年11月30日(木曜日)まで

(5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2023 年 10 月 31 日開催の取締役会の決議による会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

(ご参考) 自己株式の取得に関する 2023 年 10 月 31 日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の総数

3,960,100株(上限)

(注)発行済株式総数に対する割合12.61%(小数点以下第三位を四捨五入)

(3) 株式の取得価額の総額

6,577,726,100 円 (上限)

(4) 取得する期間

2023年11月1日(水曜日)から2023年12月29日(金曜日)まで

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

Ⅲ. 親会社及びその他の関係会社の異動について

1. 異動に至った経緯

当社は、2023 年 10 月 31 日公表の「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに資本業務提携の解消に関するお知らせ」に記載のとおり、同年 10 月 31 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

また、当社は三菱瓦斯化学との間で、本公開買付けに三菱瓦斯化学が本日現在所有する当社普通株式の一部である 3,600,000 株 (所有割合(注1):12.08%) を応募する旨の公開買付応募契約を 2023 年 10 月 31 日付で締結いたしました。

本日現在、三菱瓦斯化学は当社普通株式 16,020,882 株 (所有割合:53.75%) を所有し、当社の筆頭株主かつ親会社に該当しておりますが、本公開買付けにおいて、三菱瓦斯化学からその所有する当社普通株式の一部である 3,600,000 株について応募があり、当社は当該応募株券等の全てを取得することとなったため、三菱瓦斯化学の議決権比率 (注2) は 47.75%となることから、2023 年 12 月 22 日付(本公開買付けの決済の開始日)で当社の親会社に該当しないこととなり、新たに当社のその他の関係会社に該当することとなります。

- (注1)「所有割合」とは、当社が 2023 年 11 月 7 日に提出した「第 66 期第 2 四半期報告書」において記載された 2023 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 (31,413,473 株) から、当社が 2023 年 10 月 31 日に公表した「2024 年 3 月期 第 2 四半期決算短信 [日本基準](連結)」において記載された 2023 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数 (1,605,444 株)を控除した株式数 (29,808,029 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- (注2)「議決権比率」とは、当社が 2023 年 11 月 7 日に提出した「第 66 期第 2 四半期報告書」において記載された 2023 年 9 月 30 日現在の議決権数 (297,812 個) から、三菱瓦斯化学からの応募株券等 (3,600,000 株) に係る議決権数 (36,000 個) を控除した議決権数 (261,812 個) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。なお、当該応募株券等の全てを買い付けた場合は三菱瓦斯化学が所有する当社普通株式の数 (12,420,882 株) に係る議決権数は 124,208 個であります。また、三菱瓦斯化学の連結子会社である三菱ガス化学トレーディング株式会社(所有株式数 58,250 株)、株式会社日本ファインケム(所有株式数 10,772 株) 及び日本ユピカ株式会社(所有株式数 10,772 株) が所有する当社普通株式に係る議決権数は 796 個となります。議決権比率の計算においては、連結子会社を通じた間接所有分に係る議決権数も加算して計算しております。

2. 三菱瓦斯化学の概要

	1. 山別化子の概要					
(1)	名称	三菱瓦斯化学株式会社				
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号				
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤井 政志				
(4)	事 業 内 容	化学品の製造販売				
(5)	資 本 金	41,970 百万円(2023 年 9 月 30 日現在)				
(6)	設 立 年 月 日	1951 年4月21日				
(7)	連 結 純 資 産	671, 249 百万円(2023 年 3 月 31 日現在)				
(8)	連結総資産	1,029,317 百万円(2023 年 3 月 31 日現在)				
大株主及び持株比率 (9) (2023年9月30日現在)		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1	3.88%			
		株式会社日本カストディ銀行(信託口)	8. 27%			
		明治安田生命保険相互会社	4. 30%			
		日本生命保険相互会社	2.86%			
		農林中央金庫	2.46%			
		THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 1.81%				
		J Pモルガン証券株式会社 1.67%				
		AGC株式会社	1.62%			
		全国共済農業協同組合連合会	1.58%			
		株式会社横浜銀行	1.51%			
		三菱瓦斯化学は、本日現在、当社普通株式 16,	020, 882			
(10)	当 社 と当該株主の関係	資 本 関 係 株 (所有割合:53.75%) を所有する当社の新	見会社で			
		す。				
		- 三菱瓦斯化学の特任理事1名及び従業員1名が 人 的 関 係	当社の取			
		(新典) 締役及び監査役をそれぞれ兼務しております。				
		当社は、三菱瓦斯化学より化学品及び合成樹脂を	当社は、三菱瓦斯化学より化学品及び合成樹脂を仕入れ			
		取引関係でおります。また、当社は、三菱瓦斯化学との「	間で資本			
		業務提携に関する基本合意書を締結しております	r			

3. 異動前後における三菱瓦斯化学の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
	周往	直接所有分	合算対象分	合 計
異動前	親会社	160, 208 個	796 個	161,004個
共助刑		(53. 80%)	(0. 27%)	(54. 06%)
田乱公	その他の関係会社	124, 208 個	796 個	125,004個
異動後		(47. 44%)	(0.30%)	(47.75%)

- (注1) 異動前の「議決権所有割合」は、当社が 2023 年 11 月 7 日に提出した「第 66 期第 2 四半期報告書」 において記載された 2023 年 9 月 30 日現在の議決権の数 (297,812 個) を分母として計算しております。
- (注2) 異動後の「議決権所有割合」は、当社が 2023 年 11 月 7 日に提出した「第 66 期第 2 四半期報告書」 において記載された 2023 年 9 月 30 日現在の議決権の数 (297,812 個) から、三菱瓦斯化学からの応募株券等 (3,600,000 株) に係る議決権の数 (36,000 個) を控除した議決権数 (261,812 個) を分母として計算しております。
- (注3)「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等該当事項はありません。

5. 今後の見通し

本異動による当社業績への影響は軽微なものと見込んでおります。なお、当社は、今後も、三菱瓦斯化学との良好な取引関係を継続するとともにグループ企業価値の向上を図ってまいります。

6. 異動予定年月日

2023年12月22日(本公開買付けの決済の開始日)

以 上